

令和6年

第5回 教育委員会

日 時 令和6年6月24日（月曜日）
午後4時00分～
場 所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

- 議案第 1 号 佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第 2 号 佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会規則の一部を改正する規則制定について
- 報告事項 1 佐呂間町アクション・プラン（第 3 期）の策定について
- 報告事項 2 佐呂間町学校給食センター運営委員会委員の報告について
- 報告事項 3 令和 5 年度学校給食の状況報告について
- そ の 他

令和6年 第5回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時間	場 所
5月1日	第2回議会臨時会	10:00	役場議場
〃	学校教育運営協議会	14:30	佐呂間小学校
5月7日	遠軽地区教育委員会協議会総会及び研修会	15:00	佐呂間コミセン
5月8日	佐呂間町スポーツ協会総会	19:00	佐呂間コミセン
5月16日	校長・教頭会議	15:00	役場会議室
5月20日	第1回第9地区教科用図書採択教育委員会協議会	13:30	北見市
5月28日	第39回サロマ湖100KMウルトラマラソン実行委員会	15:00	北見市常呂町
5月30日	第1回佐呂間町特別支援教育連携協議会及び専門部会	14:00	役場会議室
5月31日	第1回定期監査講評	13:30	応接室
6月3日	パーマ姉妹校訪問団表敬訪問（訪問団 ～14日）	16:00	佐呂間町
〃	PTA連合会理事会	18:30	佐呂間小学校
6月6日	佐呂間町スポーツ少年団本部委員総会	19:00	武道館・温水プール
6月7日	第1回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議	14:00	ミーティングルーム（スーム会議）
6月12日	若佐小学校植樹	10:00	若佐小学校
6月13日	令和6年度植樹祭	10:00	若里
6月14日	学校教育運営協議会第1回理事会	14:30	役場会議室
6月16日	消防団春季連合消防演習	13:30	町体育館駐車場
6月17日	校長・教頭会議	15:00	役場会議室
6月18日	第2回町議会定例会（～19日）	10:00	役場議場
6月21日	戦没者慰霊祭	10:00	町民センター
6月24日	教育委員学校訪問	9:00	町内各校
〃	第5回教育委員会	16:00	役場会議室

今 後 の 予 定

月 日	行 事 名	時間	場 所
6月30日	第39回サロマ湖100kmウルトラマラソン	4:00	北見市、佐呂間町、湧別町
7月8日	オホーツク管内教育委員会協議会・総会・懇談会	15:00	網走市
7月9日	遠軽ブロック教育長会議	13:00	遠軽町
7月16日	佐呂間町PTA連合会研究大会・佐呂間町教育講演会	18:30	町民センター
7月18日	北海道市町村教育委員研修会	10:20	札幌市
7月26日	自然写真家山本光一氏絵本寄贈	13:30	町民センター
7月30日	令和6年度遠軽ブロック校長会研究大会	10:30	遠軽町
7月31日	令和6年度遠軽ブロック教頭会研究大会	未定	遠軽町

議 案 第 1 号

佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱
の一部を改正する要綱制定について

佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱（令和5年
4月28日教育委員会訓令第5号）の一部を改正する要綱を別紙
のとおり制定するものとする。

令和6年6月24日提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱
の一部を改正する要綱

佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱（令和5年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

-別紙

佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱（新旧対照表）

（令和5年4月28日教育委員会訓令第5号）

改正前	改正後
<p>（任期） 第4条 開発会議及びワーキンググループの委員（以下「委員」という。）の任期は、任命日から<u>令和6年3月31日</u>までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（任期） 第4条 開発会議及びワーキンググループの委員（以下「委員」という。）の任期は、任命日から<u>令和7年3月31日</u>までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

（傍線部分は、改正部分）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 号

佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会
規則の一部を改正する規則制定について

佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会規則（平成26年教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月24日提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会規則の
一部を改正する規則

佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会規則（平成 26
年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分
をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の
ように改める。

別紙

佐呂間町子どもの読書活動推進計画策定委員会規則の一部を改正する規則(新旧対照表)

(平成26年3月教育委員会規則第3号)

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者の中から佐呂間町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が<u>委嘱</u>するものとする。 (1)～(3) (略) (任期) 第4条 前条第2項の規定により<u>委嘱</u>された委員の任期は、<u>委嘱</u>された日から佐呂間町子ども読書活動推進計画が策定されたときまでとする。</p>	<p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者の中から佐呂間町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が<u>任命</u>するものとする。 (1)～(3) (略) (任期) 第4条 前条第2項の規定により<u>任命</u>された委員の任期は、<u>任命</u>された日から佐呂間町子ども読書活動推進計画が策定されたときまでとする。</p>

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙

佐呂間町学校体育文化活動費助成規則の一部を改正する規則(新旧対照表)

(平成19年9月教育委員会規則第5号)

改正前			改正後		
別表1(第4条関係)			別表1(第4条関係)		
区分	金額	適用	区分	金額	適用
交通費	実費(急行料金等を含む)	1) 出発地から大会開催地までの鉄道又は路線バス並びに飛行機による最短距離の運賃及び特急料金。ただし、各種割引料金の適用を受けられる場合は、その運賃とする。	交通費	実費(急行料金等を含む)	1) 出発地から大会開催地までの鉄道又は路線バス並びに飛行機による最短距離の運賃及び特急料金。ただし、各種割引料金の適用を受けられる場合は、その運賃とする。
宿泊費	<u>1泊11,000円を上限とする</u>	1) 2食(夕食・朝食)分を含む。 2) <u>11,000円を超えない場合は実費とする。</u> 3) <u>主催者から宿泊施設の指定がある場合、並びに開催地の都合で11,000円以下の宿泊施設がない場合は実費とする。</u> 4) 宿泊日数は、開催地及び大会日程を考慮し決定する。	宿泊費	<u>佐呂間町旅費支給条例(昭和31年条例第21号。以下「旅費支給条例」という。)を準用し算出するものとする</u>	1) 2食(夕食・朝食)分を含む。 2) <u>旅費支給条例を超えない場合は実費とする。</u> 3) 宿泊日数は、開催地及び大会日程を考慮し決定する。
食事代	1食1,000円を上限とする	1) 1,000円を超えない場合は実費とする。 2) 主催者において斡旋がある場合、並びに開催地の都合で1,000円以下の昼食が手配できない場合は実費とする。	食事代	1食1,000円を上限とする	1) 1,000円を超えない場合は実費とする。 2) 主催者において斡旋がある場合、並びに開催地の都合で1,000円以下の昼食が手配できない場合は実費とする。
諸経費	実費	1) 大会参加料・用具運搬費等で教育長が必要経費と認めたもので、領収書等で金額、支出が確認できるもの	諸経費	実費	1) 大会参加料・用具運搬費等で教育長が必要経費と認めたもので、領収書等で金額、支出が確認できるもの

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報 告 事 項 1

学校における働き方改革 佐呂間町アクション・プラン
(第3期)の策定について

学校における働き方改革 佐呂間町アクション・プラン(第3期)の策定について、別紙のとおり報告する。

報 告 事 項 2

佐呂間町学校給食センター運営委員会委員の報告について

佐呂間町学校給食センターの設置及び管理等に関する条例（平成19年条例第14号）第5条第5項、並びに佐呂間町学校給食センターの設置及び管理等に関する規則（平成19年教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、下記のとおり任命したことを報告する。

記

1. 氏名及び役職

氏 名	住 所	役 職	備 考
池 田 潤	幸 町	佐呂間小学校長	規則第10条第1項
中 垣 孝	浜佐呂間	浜佐呂間小学校長	規則第10条第1項
大 谷 宏 明	西 富	佐呂間保育所長	規則第10条第5項
谷 口 元 気	若 佐	若佐小学校PTA会長	規則第10条第3項
河 井 裕 樹	宮 前 町	佐呂間中学校PTA会長	規則第10条第4項
直井はるか	啓 生	若佐へき地保育所母 の会会長	規則第10条第6項
土 門 伸 介	浜佐呂間	浜佐呂間小学校PTA会 長	規則第10条第3項

2. 任期

佐呂間小学校

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで

浜佐呂間小学校

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで
佐呂間保育所

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで
若佐小学校PTA

令和6年4月15日から令和7年8月31日まで
佐呂間中学校PTA

令和6年4月13日から令和7年8月31日まで
若佐へき地保育所母の会

令和6年4月5日から令和7年8月31日まで

報 告 事 項 3

令和5年度学校給食の状況報告について

令和5年度学校給食の状況報告について、別紙のとおり報告する。

令和5年度給食提供数実績について

区分	実 績				
	日	児童 生徒 食数	教職員 食 数	試食等 食 数	計
佐呂間小学校	194	24,794	5,224	96	30,114
若佐小学校	194	6,204	2,179	7	8,390
浜佐呂間小学校	196	2,723	1,877	6	4,606
佐呂間中学校	200	22,147	3,177	41	25,365
若佐保育所	199	1,338	398	0	1,736
浜佐呂間保育所	196	1,132	392	0	1,524
ALT	0		0		0
給食センター	214		2,112	0	2,112
合計		58,338	15,359	150	73,847

令和5年度 主要食材使用状況について

主要食材比較

産 地	購 入 額	割 合
町 内	819,053円	3.6%
管 内	3,595,393円	15.9%
道 内	9,943,786円	43.8%
国 内	7,589,146円	33.5%
海 外	727,375円	3.2%
合 計	22,674,753円	100.0%

令和6年

第5回 教育委員会

(追加)

日 時 令和6年6月24日 (月曜日)
午後4時00分～
場 所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

議案第3号 佐呂間町学校体育文化活動費助成規則の一部を
改正する規則制定について

報告事項4 佐呂間高等学校存続対策協議会委員の報告につ
いて

議 案 第 3 号

佐呂間町学校体育文化活動費助成規則の一部を
改正する規則制定について

佐呂間町学校体育文化活動費助成規則（平成19年9月28日教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月24日提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

佐呂間町学校体育文化活動費助成規則の一部を 改正する規則

佐呂間町学校体育文化活動費助成規則（平成19年9月28日教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

報 告 事 項 4

佐呂間高等学校存続対策協議会委員の報告について

佐呂間高等学校存続対策協議会設置規則(平成18年教育委員会規則第23号)第4条の規定に基づき、下記のとおり委嘱したことを報告する。

記

1. 住所、役職名、氏名

住 所	役 職 名	氏 名	備 考
宮 前 町	佐呂間町教育委員会教育長	二 神 孝 久	
宮 前 町	佐呂間中学校PTA会長	河 井 裕 樹	
中 園	佐呂間町立小中学校長会長	小 林 冬 季	
幸 町	佐呂間町PTA連合会長	杉 山 友 洋	
宮 前 町	佐呂間高等学校PTA会長	野 津 哲 弥	
宮 前 町	佐呂間町商工会長	須 田 一 寛	

2. 委嘱期間

佐呂間町教育委員会教育長

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで

佐呂間中学校PTA会長

令和6年4月13日から令和7年8月31日まで

佐呂間町立小中学校長会長

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで

佐呂間町 P T A 連合会長

令和 6 年 6 月 3 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

佐呂間高等学校 P T A 会長

令和 6 年 4 月 20 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

佐呂間町商工会長

令和 6 年 5 月 17 日から令和 7 年 8 月 31 日まで